

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県財務規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正	農 政 課
◎ 公 告	
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁 業 振 興 課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂 防 課
・二級建築士試験の実施	建 築 課
・木造建築士試験の実施	//
・落札者等	//
◎ 長崎県病院企業団規程	
・長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程	長崎県病院企業団
◎ 長崎県病院企業団告示	
・長崎県病院企業団議会定例会の招集	長崎県病院企業団

規 則

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月3日

長崎県知事 平田 研

長崎県規則第3号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（資金前渡職員） 第55条 略 2及び3 略 4 前項の規定にかかわらず、支出命令者又は保管金出納通知者は、自動口座振替の方法により支払う経費の資金の前渡を受ける職員として、次の表に掲げる職員を定めることができる。	（資金前渡職員） 第55条 略 2及び3 略 4 前項の規定にかかわらず、支出命令者又は保管金出納通知者は、自動口座振替の方法により支払う経費の資金の前渡を受ける職員として、次の表に掲げる職員を定めることができる。
略 令第161条第1項第 給与の源泉徴収に係る所得 略	略 令第161条第1項第 給与の源泉徴収に係る所得 略

9号に規定する経費のうち歳入歳出外現金に係るもの 税及び復興特別所得税 給与からの特別徴収に係る 個人の県民税及び市町村民 税（森林環境税及び森林環 境譲与税に関する法律（平 成31年法律第3号）第7条 の規定により併せて徴収す る森林環境税を含む。以下 「 <u>縣市町村民税</u> 」という。） 略 略 （保管金等の種類） 第124条 会計管理者等が、歳入歳出外現金及び保管有価証 券として出納保管する現金及び有価証券（以下「保管金 等」という。）は、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税、 <u>特別徴収</u> <u>に係る</u> 縣市町村民税並びに被保険者の負担すべき保険料 （源泉徴収後直ちに納付するものを除く。） (3)～(10) 略	9号に規定する経費のうち歳入歳出外現金に係るもの 税及び復興特別所得税 略 略 （保管金等の種類） 第124条 会計管理者等が、歳入歳出外現金及び保管有価証 券として出納保管する現金及び有価証券（以下「保管金 等」という。）は、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税、 <u>縣市町村</u> <u>民税及び被保険者の負担すべき保険料</u> （源泉徴収後直ち に納付するものを除く。） (3)～(10) 略
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第112号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和8年3月3日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 9 農村整備課関係						別表（第2条関係） 9 農村整備課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助 対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助 対象者	
1～10 略						1～10 略					
11	干害応急対策事業費補助金	農作物の干害による被害を防止することにより、農家の経営の安定を図る。	市町が干害応急対策事業に要する経費及び土地改良区、農業協同組合又は2戸以上の農家等に市町が補助するのに要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	略	11	干害応急対策事業費補助金	農作物の干害による被害を防止することにより、農家の経営の安定を図る。	井戸の掘さく（ボーリングを含む。）、揚水機（揚水機専用動力機を含む。）等の購入等に要する経費及び土地改良区等が要する当該経費に対して補助対象者が補助するのに要する経費	3分の1（機械購入に係るもので、共同施工者が実施したものについては20パーセント）以内	略
12～24 略						12～24 略					

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和8年3月3日

長崎県知事 平田 研

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県大村市杭出津1丁目870番地70

川勝 一彦

長崎県大村市松原本町74番地1

西川 洋史

(2) 加入区

大村市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大村市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県大村市杭出津1丁目919番地

大村市漁業協同組合

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和8年3月3日

長崎県知事 平田 研

1 縦覧期間 令和8年3月3日から令和8年3月16日まで（土日祝日を除く窓口受付時間内）

2 縦覧場所 県北振興局建設部砂防防災課、佐世保市役所河川課

3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類

(1) 佐世保市 母ヶ浦町

急傾斜地の崩壊

4 意見書の提出

(1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

(2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。

(3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき佐世保市長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先

〒857-8502 佐世保市木場田町3-25
 県北振興局建設部砂防防災課

二級建築士試験の実施（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和8年二級建築士試験を次のとおり実施する。

また、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により長崎県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和8年3月3日

長崎県知事 平田 研

1 試験の日時及び場所

試験日	科目	時間	試験場所（所在地）
令和8年7月5日（日）	学科	午前10時15分から 午後5時20分まで	長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24）
令和8年9月13日（日）	設計製図	午前11時から 午後4時まで	長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24）

※壱岐・対馬地区の受験者で希望する者は、福岡市会場で受験することができる。

2 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和8年4月1日（水）午前10時から令和8年4月14日（火）午後4時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）のホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/> 以下同じ。）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和8年4月7日（火）までにセンター本部に申し出ること。

3 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和4年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和7年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和4年から令和7年までのいずれかの年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

4 受験票の交付等

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。）は、原則として、下記の日程にて受験有資格者にマイページ（※）において交付する（※インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ。以下同じ。）。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、受験有資格者に発送する。

(1) 「学科の試験」 令和8年6月19日（金）頃

(2) 「設計製図の試験」 令和8年8月24日（月）頃

5 合格者の発表及び合否の通知

合格者の受験番号をセンターのホームページに下記の日程にて公表する。また、合格者には「合格した旨」を、不合格者には「不合格の旨及び成績」をマイページにおいて通知する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者へは通知（郵送）する。

(1) 「学科の試験」 令和8年8月24日（月）（予定）

(2) 「設計製図の試験」 令和8年12月3日（木）（予定）

6 合否判定基準等の公表

合格者の発表の際、知事が決定した合否判定基準等をセンターのホームページにおいて公表する。

7 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和8年6月24日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表す

る。

- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨をセンター本部に申し出ること。

木造建築士試験の実施（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和8年木造建築士試験を次のとおり実施する。

また、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により長崎県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和8年3月3日

長崎県知事 平田 研

1 試験の日時及び場所

試験日	科目	時間	試験場所（所在地）
令和8年7月26日（日）	学科	午前10時15分から 午後5時20分まで	長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24）
令和8年10月11日（日）	設計製図	午前11時から 午後4時まで	長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24）

※壱岐・対馬地区の受験者で希望する者は、福岡市会場で受験することができる。

2 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和8年4月1日（水）午前10時から令和8年4月14日（火）午後4時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）のホームページ（<https://www.jaic.or.jp/> 以下同じ。）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和8年4月7日（火）までにセンター本部に申し出ること。

3 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和4年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和7年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和4年から令和7年までのいずれかの年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

4 受験票の交付等

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。）は、原則として、下記の日程にて受験有資格者にマイページ（※）において交付する（※インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ。以下同じ。）。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、受験有資格者に発送する。

(1) 「学科の試験」 令和8年6月19日（金）頃

(2) 「設計製図の試験」 令和8年9月24日（木）頃

5 合格者の発表及び合否の通知

合格者の受験番号をセンターのホームページに下記の日程にて公表する。また、合格者には「合格した旨」を、不合格者には「不合格の旨及び成績」をマイページにおいて通知する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者へは通知（郵送）する。

(1) 「学科の試験」 令和8年8月24日（月）（予定）

(2) 「設計製図の試験」 令和8年12月3日（木）（予定）

6 合否判定基準等の公表

合格者の発表の際、知事が決定した合否判定基準等をセンターのホームページにおいて公表する。

7 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和8年7月8日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表す

る。

- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨をセンター本部に申し出ること。

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和8年3月3日

長崎県知事 平田 研

- 1 落札者等に係る工事内容
 - (1) 工事番号 R6単債般011-1-02-2
 - (2) 工 事 名 新佐世保警察署（仮称）建設工事
 - (3) 工事場所 長崎県佐世保市花園町
 - (4) 工 期 633日間
 - (5) 工事概要 工事種別 新築工事
主要用途 警察署
構造及び階数 警察署庁舎 鉄骨造4階建て 延べ床面積9,836.36㎡
受水槽一体型ポンプ室 ステンレス製 平屋建て
延べ床面積10.00㎡
 - (6) 予定価格 4,143,758,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県土木部建築課
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
電話 095-894-3091
- 3 落札決定日
令和8年1月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
西海建設・池田工業・大坪建設特定建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社 西海建設 代表取締役 寺澤 孝憲
長崎県長崎市興善町2番8号
その他の構成員 株式会社 池田工業 代表取締役 池田 晃寿
長崎県佐世保市干尽町6番16号
その他の構成員 大坪建設 株式会社 代表取締役 大坪 弘成
長崎県平戸市田平町山内免625番地4
- 5 落札金額
3,812,257,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札実施の公告を行った日
令和7年12月12日
- 8 落札方式
最高評価値（新佐世保警察署（仮称）建設工事入札公告8による。）

長崎県病院企業団規程

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和8年3月3日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

長崎県病院企業団管理規程第1号

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程

長崎県病院企業団財務規程（平成21年長崎県病院企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(企業出納員の事務)</p> <p>第5条 企業出納員は、企業団に係る次の事務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>支払いのため小切手を振り出すこと及び当座勘定払戻請求書を発行すること。</u></p> <p>(3)~(4) 略</p>	<p>(企業出納員の事務)</p> <p>第5条 企業出納員は、企業団に係る次の事務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支払いのため小切手を振り出すこと。</p> <p>(3)~(4) 略</p>
<p>(支払)</p> <p>第33条 企業出納員は、債権者に対して支払をしようとするときは、出納取扱金融機関を支払人とする小切手を債権者に交付し、これと引換えに領収書を徴する、もしくは、<u>出納取扱金融機関あて当座勘定払戻請求書及び債権者の氏名、支払金額、支払日等の支払情報を記載した振込依頼書（インターネットバンキングによる支払情報の登録を含む）及び納付書等を交付し、債権者に対して送金の手続きをさせなければならない。ただし、次条に規定するとき又は債権者から現金支払の申出があったときは、現金払をすることができる。</u></p> <p>2 企業出納員は、前項の規定により小切手を振り出したときは、<u>出納取扱金融機関に対して、小切手振出の通知をしなければならない。また、当座勘定払戻請求書を発行する場合は、当座勘定払戻請求書出納簿を備え、発行のつど請求帳の用紙枚数、請求書の発行枚数、廃棄枚数及び残存枚数その他記載事項に該当する事実と相違ないか確認しなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(支払)</p> <p>第33条 企業出納員は、債権者に対して支払をしようとするときは、出納取扱金融機関を支払人とする小切手を債権者に交付し、これと引換えに領収書を徴しなければならない。ただし、次条に規定するとき又は債権者から現金支払の申出があったときは、現金払をすることができる。</p> <p>2 企業出納員は、前項の規定により小切手を振り出したときは、出納取扱金融機関に対して、小切手振出の通知をしなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(隔地払)</p> <p>第40条 企業出納員は、公令第21条の9第1項の規定により隔地の債権者に支払いをしようとする場合は、当該債権者のため最も便利と認める支払場所を指定し、表面余白に「隔地払」の印を押した出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振出す、もしくは、<u>当座勘定払戻請求書を発行し、送金依頼書（様式第48号）を添え、送金の手続きをさせることができる。</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>(隔地払)</p> <p>第40条 企業出納員は、公令第21条の9第1項の規定により隔地の債権者に支払いをしようとする場合は、当該債権者のため最も便利と認める支払場所を指定し、表面余白に「隔地払」の印を押した出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振出し、送金依頼書（様式第48号）を添え、送金の手続きをさせることができる。</p> <p>2～5 略</p>
<p>(口座振替)</p> <p>第41条 公令第21条の10の規定により、出納取扱金融機関又は出納取扱金融機関と為替取引のある銀行等に預金口座を設けている債権者から口座振替の申出があったときは、表面余白に「口座振替」の印を押した出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振出す、もしくは、<u>当座勘定払戻請求書を発行し、口座振替依頼書（様式第50号又は様式第51号）を添えて出納取扱金融機関に送付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(口座振替)</p> <p>第41条 公令第21条の10の規定により、出納取扱金融機関又は出納取扱金融機関と為替取引のある銀行等に預金口座を設けている債権者から口座振替の申出があったときは、表面余白に「口座振替」の印を押した出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振出し、口座振替依頼書（様式第50号又は様式第51号）を添えて出納取扱金融機関に送付しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(伝票等の様式)</p> <p>第165条 次の各号に掲げる伝票等の様式は、公則第10章の規定によるもののほか、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)~(42) 略</p> <p>(43) <u>小切手振出簿（当座勘定払戻請求書出納簿）</u> 様式第</p>	<p>(伝票等の様式)</p> <p>第165条 次の各号に掲げる伝票等の様式は、公則第10章の規定によるもののほか、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)~(42) 略</p> <p>(43) 小切手振出簿 様式第54号</p>

54号 (44)~(66) 略	(44)~(66) 略
--------------------	-------------

附 則

この規程は、令和8年3月3日から施行する。

長崎県病院企業団告示

長崎県病院企業団告示第1号

長崎県病院企業団議会定例会を令和8年3月30日午後1時00分長崎市に招集する。

令和8年3月3日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話
直通表
(八二四)
(八九五)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイ
田ク
宏
弥
ト